

受給資格についての確認書<<事前情報入力者用>>

(該当欄に チェックをして、記入する)

1 住まいの状況

名義人 [] 続柄 []

- ・住宅の仕様 持ち家 借家 借間 共同住宅 公営住宅 ()
・家賃の支払 [] 円/月] 公共料金等の支払 [] 円/月]

2 生計維持の方法

① 就労について

働いている [] 円/月] ⇒ 常勤 自営業 派遣社員・契約社員
パート アルバイト ()

働いていない ⇒ 就労の予定がある (求職中を含む)

就労の予定がない [理由:]

② 仕送り、養育費等の有無

あり ⇒ [氏名] 続柄… 前夫・父・母・その他 []
住所 _____
[金額 円/月] [受取期間 年 月~]

なし

③ 生活保護の受給について

受給中または受給する予定がある [年 月 日~]

なし

④ その他の生計維持

親や兄弟姉妹の支援がある ()

認定後、現況届等の必要書類の提出に加え、同一住所に住む者、氏名、保険証、口座、所得更正、公的年金給付の申請等、生活保護の受給状況、養育費、養子縁組、婚姻（事実婚を含む）の変更等が生じた場合は速やかに届出が必要となりますので、事前にご連絡ください。

またそれが為されなかったことにより資格の差止め、喪失、手当の返還等が生じる場合があることに了承をします。

上記記載内容に相違なく、ひとり親制度の説明を受け理解し、同意した上で署名します。

年 月 日

氏 名 _____

児童扶養手当法

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 受給資格者が、正当な理由がなく、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 二 受給資格者が、正当な理由がなく、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- 四 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなく、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。
- 五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

（不正利得の徴収）

第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（調査）

第二十九条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

（罰則）

第三十五条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、[刑法](#)（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、[刑法](#)による。

多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

（届出義務）

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

多摩市児童育成手当条例

（届出義務）

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。